

# 大雪地区広域連合職員の降給に関する条例

令和5年3月22日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（大雪地区広域連合職員の給与に関する条例（平成15年大雪地区広域連合条例第12号）第2条で準用する職員の給与に関する条例（昭和26年東川町条例第2号）第3条の給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(準用)

第2条 職員の降給については東川町職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 美瑛町及び東神楽町から派遣されている職員については、第2条の規定に関わらず、派遣元の町職員の例による。